

平成 29 年 第 5 回定例会（第 3 日 12 月 19 日）

【1 問目】

議案第 95 号についてご質問申し上げます。

人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員の職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っています。

このたびの条例改正は、社会一般の情勢の変化があったということでの改正ですけれども、景気の浮揚がもたらすものが大きなウエートを占めているわけです。数年前には、景気低迷で民間給与が下がり、それに伴って条例改正が行われました。今回はその逆で、そういう意味ではこの改正には異論を唱えるものではないと思います。

その上で 1 点、お聞きいたします。

今回の改正は、平成 29 年度の人事院勧告に準じたものであり、改正の対象となる職員は再任用職員を含む常勤職員のみであるとお聞きしております。人事院勧告は、改めて申し上げますけれども、民間給与の水準と公務員との比較において、公務員の給与水準を決定するものであり、公務職場で働く非常勤職員や臨時職員の賃金・報酬の水準にも影響を及ぼすものであると考えます。今後、非常勤職員や臨時職員の賃金・報酬の改定は実施されるのかお聞きいたします。

【1 問目答弁】

人事院勧告の内容につきましては、あくまで常勤職員の給与水準に係るものでございますので、非常勤職員、臨時職員の賃金・報酬の改定に直接適用するものではございませんが、改定を検討する際には、最低賃金や近隣他市の状況などとともに参考とするものでございます。

平成 30 年度の賃金・報酬の改定につきましては、人事院勧告の内容を初めこれらの要素を総合的に考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【2 問目】

非常勤、臨時職員の賃金・報酬については、平成 30 年度に向け、今後検討されるという答弁でしたけれども、国においては同一労働、同一賃金の観点などから、非正規職員の処遇改善を各企業に求めているところです。そういう意味で、ぜひ非常勤、臨時職員の皆さんの賃金・報酬についても増額改正を実施していただくよう、前向きな検討をお願いして質問を終わります。